

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年12月11日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要市有施設(区役所等)で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	令和5年6月12日～7月11日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	・業務委託先について、評価時点で決定していれば社名を記載すべき。 ・特定個人情報の消去については、札幌市の担当者が立会いのうえ物理的に破壊し、その記録を残すべき。 ・システムの不具合などで個人情報の漏えいがあった場合には、直ちに公表し説明すべき。
⑤評価書への反映	上記1点目の意見を踏まえて、「I、4特定個人情報ファイルの取扱いの委託」において、該当する委託事項については⑥委託先名に社名を反映させた。
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年12月11日
②方法	学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。
③結果	評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いは、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	